

# 福祉サービスの利用の仕方について

## 事業所見学・体験

自分で調整する場合と相談支援事業所を通じて調整する場合があります。相談支援事業所は、色々な情報を持っているので、相談支援事業所を通してサービスの検討をされることをおすすめします。

- ・ 基幹相談支援センター：漠然と困っているが、どこに相談すれば良いか分からない場合
- ・ 委託相談支援事業所：困りごとがあるが、どうすれば良いかイメージが付きにくい場合
- ・ 特定相談支援事業所：使いたいサービス像がある程度ははっきりしている場合

## 受付・申請

市町村の窓口で、福祉サービスの利用申請を行います。山口市は、本庁に福祉総合相談窓口を置いている他、各総合支所でもサービスの申請を行うことができます。初めて福祉サービスを利用される場合は、調査員による訪問調査（原則、ご自宅で）を受ける必要があります。併せて、サービス利用の為に計画書が必要なので、計画書を作成する相談支援事業所の選定を行う必要があります。

### 介護給付

#### 障害支援区分の認定

審査会を経て、障害支援区分が決まると自宅に書類が送付されます。

### 訓練等給付

※就労訓練に関するサービスは、すべてこちらの訓練等給付になります。

#### サービス等利用計画案の作成

相談員が自宅にお伺いして希望を聞き、サービス必要量を確認した上でプランニングします。その書類に署名を頂き、相談員が市役所に提出します。

#### 支給決定

相談員から提出された書類を確認し、市役所の支給決定担当がサービスの支給を決めます。おおよそ1～2週間ほどでサービス受給者証が自宅に届きます。届き次第、相談員に連絡してください。次のステップに進みます。

#### サービス担当者会議

#### 支給決定時のサービス等利用計画の作成

\*点線内は、相談員が手続きの調整を行います。

#### サービス利用の開始

#### 支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）

## 【利用者負担について】

障害福祉サービスの利用者負担は所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ただし、食事や創作的活動における食費・材料費等の実費相当額の利用者負担が発生する場合がありますので、詳しくは各施設までお問い合わせください。

### ※障がい者(18歳以上)の利用負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 ※3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。	0円
一般	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

### ※障がい児(18歳未満)の利用負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満) ※収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

### ※所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### 【参考:障害福祉サービスの申請窓口・・・山口市障がい福祉課】

障がい福祉課は、障がいをお持ちの方が日常生活等を送るうえで必要となる支援(障害福祉サービス)の手続きや、日々の暮らしの中で抱えておられる負担を軽減するための各種制度(手当や助成)の申請窓口になります。

TEL:083-934-2790 / FAX:083-934-4142

E-mail:syougai@city.yamaguchi.lg.jp